

## (一) 行 政 區 劃

## 1. 行 政 區 劃

(昭和 23 年末)

郡市名	地方法事名	管轄町村名	市役所役場數	町數	村數
全 菅			309	56	252
岐 阜 市			1	—	—
大 垣 市			1	—	—
高 山 市			1	—	—
多 治 見 市			1	—	—
稻 葉 郡	伊奈波	鏡島村、市橋村、日置江村、佐波村、鶴村、茜部村、厚見村、那加町、更木村、前宮村、鶴沼町、各務村、蘿原町、岩村、芥見村、黒野村、方縣村	17	3	14
羽 島 郡		川島村、中屋村、上羽栗村、下羽栗村、八劍村、笠松町、柳津村、松枝村、足近村、小熊村、福壽村、竹ヶ鼻町、正木村、江吉良村、堀津村、上中島村、下中島村、桑原村	18	2	16
海 津 郡	南 濃	高須町、今尾町、海西村、吉里村、東江村、大江村、西江村、石津村、城山村	9	2	7
養 老 郡		高田町、養老村、廣幡村、上多度村、下多度村、池邊村、笠郷村、小畠村、多藝村、日吉村、牧田村、一之瀬村、多良村、時村	14	1	13
不 破 郡	西 濃	垂井町、官代村、表佐村、合原村、荒崎村、赤坂町、青墓村、府中村、岩手村、關ヶ原町、玉村、今須村	12	3	9
安 八 郡		中川村、南平野村、神戸町、北平野村、下宮村、和合村、三城村、福東村、仁木村、大藪町、名森村、牧村、結村、墨俣町	14	3	11
揖 斐 郡	揖 斐	揖斐町、大和村、北方村、横藏村、谷波村、長瀬村、富秋村、豊木村、大野町、川合村、鷺村、西郡村、清水村、本郷村、池田村、八幡村、宮垣村、養基村、小島村、春日村、久瀬村、藤橋村、坂内村、徳山村	21	2	22
本 巢 郡	本 巢	北方町、席田村、文殊村、網代村、西郷村、七郷村、合渡村、生津村、本田村、穂積町、牛牧村、鷺田村、船木村、川崎村、彈正村、眞桑村、土貴野村、一色村、山添村、外山村、根尾村	21	2	19
山 縣 郡	山 縣	高富町、岩野田村、嚴美村、春近村、保戸島村、千疋村、山縣村、富岡村、梅原村、上伊自良村、下伊自良村、大桑村、櫻尾村、富波村、谷合村、葛原村、北山村	17	1	16
武 儀 郡	武 儀	美濃町、洲原村、下牧村、上牧村、洞戸村、板取村、乾村、北武藝村、西武藝村、東武藝村、南武藝村、大矢田村、藍見村、小金田村、關町、下有知村、中有知村、富野村、下之保村、中之保村、富之保村、上之保村、神淵村、菅田町、金山町、坂ノ東村、上麻生村	27	4	23
郡 上 郡	上	八幡町、川合村、山田村、彌富村、牛道村、白鳥町、高鷺村、北濃村、西川村、相生村、嵩田村、下川村、口明方村、奥明方村、西和良村、和良村、東村	17	2	15

## 1. 行政區劃(續)

郡市名	地方事務所名	管轄町村名	市役所役場數	町數	村數
加茂郡	加茂	太田町、古井町、山之上村、蜂屋村、加茂野村、坂祝村、田原村、富岡村、富田村、加治田村、伊深村、三和村、川邊町、下麻生町、下米田村、上米田村、和知村、八百津町、久田見村、潮南村、福地村、蘇原村、黒川村、西白川村、東白川村、佐見村	26	5	21
可兒郡	可兒	上之郷村、御嵩町、中村、錦津村、兼山町、伏見村、今渡町、土田村、帷子村、春里村、姫治村、久々利村、平牧村、廣見町	14	4	10
土岐郡	土岐	土岐津町、市之倉村、笠原町、妻木町、下石町、鶴里村、曾木村、駄知町、肥田村、瑞浪町、稻津村、土岐町、笠戸村、大湫村、日吉村、明世村、泉町	17	8	9
恵那郡	恵那	中津町、落合村、坂下町、川上村、加子母村、付知町、福岡村、苗木町、蛭川村、中野方村、笠置村、武並村、三郷村、長島町、大井町、東野村、坂本村、阿木村、本郷村、岩村町、遠山村、鶴岡村、陶町、吉田村、明知町、靜波村、三濃村、串原村、下原田村、上村、飯地村	31	9	22
益田郡	益田	萩原町、小坂町、下呂町、竹原村、上原村、中原村、下原村、川西村、馬瀬村、朝日村、高根村	11	3	8
大野郡	飛驒	大八賀村、丹生川村、清見村、莊川村、白川村、宮村、久々野村、山之口村	8	—	8
吉城郡		古川町、國府村、細江村、小鷹利村、河合村、坂上村、坂下村、袖川村、船津町、阿曾布村、上寶村	11	2	9

## 2. 市町村廢置分合に關する沿革表

(昭和23年末)

市町村名	年月日	沿革事項
岐阜市	明治 22. 7. 1	市制施行
	昭和 6. 4. 1	稻葉郡本莊村及び日野村を廢しその區域を編入
	ク 7. 7. 1	稻葉郡長良村を廢しその區域を編入
	ク 9. 12. 5	稻葉郡島村を廢しその區域を編入
	ク 10. 6. 15	稻葉郡三里村及び鷺山村を廢しその區域を編入
	ク 15. 2. 11	稻葉郡加納町及び則武村を廢しその區域を編入
	ク 15. 7. 1	稻葉郡北長森村、南長森村、木田村及び常磐村を廢しその區域を編入
大垣市	大正 7. 4. 1	市制施行
	昭和 3. 4. 15	安八郡北杭瀬村を廢し大字木戸、南一色、笠木、笠縫及び河間の區域を編入
	ク 9. 12. 5	安八郡南杭瀬村を廢しその區域を編入
	ク 10. 6. 1	安八郡多藝島村を廢しその區域を編入
	ク 11. 6. 1	安八郡安井村を廢しその區域を編入
	ク 15. 2. 11	不破郡宇留生村及び静里村を廢しその區域を編入
	ク 22. 10. 1	不破郡綾里村及び安八郡洲本村を廢しその區域を編入
	ク 23. 6. 1	安八郡淺草村を廢しその區域を編入
高山市	ク 23. 10. 1	安八郡川並村を廢しその區域及び安八郡牧村の内大字馬瀬の區域を編入
	ク 11. 11. 1	大野郡高山町(大正15年10月1日大野郡)及び大名田町(大正12年12月10日大名田村を大名田町とした)を廢しその區域を以て高山市を置く
	ク 18. 4. 1	大野郡上枝村を廢しその區域を編入